

委提第1号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者 議会運営委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第144条第1項中「(法人の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合は、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。」を「を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委提第 1 号参考資料

北本市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ</u>議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 9 1 条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ</u>議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 9 1 条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第144条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合は、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。

3 略

4 略

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第144条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。

4 略

5 略